



## 公告

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新しました。

令和6年10月31日

長野県知事 阿部 守一

| 更新年月日          | 登録の有効期間                                | 登録番号         | 肥料の種類  | 肥料の名称 | 保証成分量(%)<br>その他の規格  | 生産業者の氏名又は<br>名称及び住所                       |
|----------------|--|--------------|--------|-------|---|---|
| 令和6年<br>10月24日 | 令和6年<br>11月15日<br>から<br>令和9年<br>11月14日 | 長野県<br>第888号 | 乾燥菌体肥料 | GP-SA | 窒素全量 4.0%<br>りん酸全量1.0%<br>その他の規格<br>含有を許される有害成分<br>の最大量及びその他の制<br>限事項は、公定規格のと<br>おり | ゴールドパック株式<br>会社<br>東京都品川区東品川<br>四丁目13番14号 |

農業技術課

## 公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次の成果を認証しました。

令和6年10月31日

長野県知事 阿部 守一

| 調査を行った者の<br>名称 | 調査を行った<br>時期     | 成果の名称    | 調査を行った地域 | 認証年月日      |
|----------------|------------------|----------|----------|------------|
| 小県郡青木村         | 令和4年から<br>令和5年まで | 地籍簿及び地籍図 | 大字田沢の一部  | 令和6年10月25日 |

農地整備課

## 公告

県営小六地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

令和6年10月31日

長野県知事 阿部 守一

- 土地改良事業の名称  
経営体育成基盤整備事業
- 工事の着手年月日  
令和2年4月7日
- 工事の完了年月日  
令和6年7月12日

農地整備課

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、須坂都市計画区域区分の変更案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

令和6年10月31日

長野県知事 阿部 守一

1 開催日時及び場所

- (1) 開催日時 令和6年11月24日(日) 午後1時30分から
- (2) 開催場所 須坂市役所本庁舎3階305会議室(須坂市須坂1528-1)

2 都市計画案の概要

- (1) 須坂都市計画区域区分の変更案
- (2) 案の閲覧

公告の日から令和6年11月15日(金)まで、3の(3)の場所において閲覧に供します。

3 公述申出について

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書(以下「公述申出書」といいます。)を提出してください。

(1) 公述申出のできる者

都市計画案に係る区域内の土地所有者その他利害関係を有する者

(2) 公述申出期間

公告の日から令和6年11月15日(金)まで(郵送の場合は、同日までに到着したものに限ります。)

(3) 公述申出書の提出先

長野県建設部都市・まちづくり課、長野県須坂建設事務所整備課、須坂市まちづくり課、小布施町建設水道課

(4) 公述申出書の様式

別紙様式のとおり

4 公述人の選定

あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選出して公述人に通知します。

なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止します。

5 その他

この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先にしてください。

(別紙様式)

|   |        |
|---|--------|
|   | (整理番号) |
| <b>公 述 申 出 書</b>  |        |
| 須坂都市計画区域区分の変更案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。<br><br><div style="text-align: right;">令和 年 月 日</div>   |        |
| 長野県知事 阿部 守一 殿<br><br>公述申出人<br><br>住 所 〒 _____<br><br><small>ふりがな</small><br>氏 名 _____<br><br>(電話 _____)   |        |
| 意見の要旨<br><br>_____<br>_____<br>_____<br>_____<br>_____  |        |
| (備考) 1 意見の要旨は400字以内とし、簡潔にまとめてください。<br>2 区域、位置等を特定して意見を公述しようとする場合は、その区域、位置等が容易に判読できるよう、縮尺3,000分の1以上の位置図を添付してください。<br>3 自治会、組合、団体等の組織を代表して公述しようとするときは、その旨を明記してください。 |        |

(注) 用紙はA4判横長の横書き左とじとします。

都市・まちづくり課

## 公告

安曇野市矢原堰土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

令和6年10月31日

長野県松本地域振興局長 宮島克夫

## 理事

## 新任

| 氏名   | 住所               |
|------|------------------|
| 花村正明 | 安曇野市豊科田沢6331番地   |
| 井口久登 | 安曇野市豊科田沢6874番地3  |
| 小穴俊幸 | 安曇野市豊科南穂高1695番地  |
| 丸山浩  | 安曇野市豊科南穂高3901番地2 |
| 降旗正  | 安曇野市豊科南穂高3058番地  |
| 望月和夫 | 安曇野市豊科南穂高4595番地  |
| 浅川勇悟 | 安曇野市豊科南穂高5242番地  |
| 西川秀一 | 安曇野市豊科5464番地1    |
| 深澤一廣 | 安曇野市穂高柏原979番地    |
| 城取政信 | 安曇野市穂高2011番地1    |
| 小林光男 | 安曇野市穂高2730番地     |
| 土屋訓枝 | 安曇野市豊科南穂高2658番地  |
| 堀内操  | 安曇野市豊科5495番地1    |

## 重任

| 氏名   | 住所               |
|------|------------------|
| 岡村公夫 | 安曇野市豊科南穂高999番地   |
| 下里秀人 | 安曇野市豊科南穂高2507番地2 |
| 西澤正博 | 安曇野市穂高1033番地     |
| 牛流道弘 | 安曇野市穂高4593番地1    |

## 退任

| 氏名   | 住所                                 |
|------|------------------------------------|
| 村田英雄 | 安曇野市豊科田沢6190番地                     |
| 高橋寛明 | 山梨県南都留郡山中湖村平野506番地の296<br>紅葉ヶ丘2-34 |
| 小穴廣光 | 安曇野市豊科南穂高1728番地                    |
| 飯沼博  | 安曇野市豊科南穂高3975番地2号                  |
| 鳥羽雄一 | 安曇野市豊科南穂高2766番地                    |
| 小口正人 | 安曇野市豊科南穂高3354番地                    |
| 臼井勝生 | 安曇野市豊科南穂高5038番地                    |
| 山本治  | 安曇野市豊科5269番地2                      |
| 竹岡忠義 | 安曇野市穂高1700番地                       |
| 望月春生 | 安曇野市穂高1945番地1                      |
| 望月章  | 安曇野市穂高2744番地                       |

## 監事

## 重任

| 氏名    | 住所               |
|-------|------------------|
| 西澤修一  | 安曇野市穂高940番地      |
| 風間敏男  | 安曇野市豊科南穂高3894番地1 |
| 等々力敦生 | 安曇野市豊科南穂高5190番地1 |

農地整備課

## 公告

令和6年9月26日、塩尻市田川土地改良区の土地改良事業計画（維持管理計画書）の変更を認可しました。

令和6年10月31日

長野県松本地域振興局長 宮島克夫

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年10月31日

長野県木曾建設事務所長 片桐 剛

## 1 入札に付する事項

## (1) 借入をする物品等及び数量

仮設橋梁 一式

## (2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

## (3) 借入期間

令和7年2月1日から令和10年3月31日まで

## (4) 納入場所

受注者指定工場（ただし、陸路により搬送可能な場所とする。）

## (5) 入札方法

入札する金額は、価格の総額について行います。なお、落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く。）に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成30年長野県告示第588号）のその他の契約の等級がAに区分されている者であること。

(3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

## 3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格の申請

この入札に参加を希望する者で2の(2)に該当しないものは、次のとおり資格を申請することができます。なお、入札の時までに2の(2)に該当していなければ、入札に参加することはできません。

## (1) 申請書の入手先

次のアドレスからダウンロードすることができるほか、(3)の場所で入手することができます。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/kensei/nyusatsu/bukken/456teikisinsa.html>

## (2) 申請を行う時期

随時受け付けます。

## (3) 問合せ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県会計局契約・検査課用品調達係

電話 026 (235) 7079

## 4 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問合せ先

木曾郡木曾町福島2757-1

長野県木曾建設事務所 総務課

電話 0264 (25) 2237

## 5 入札手続等

## (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札書の提出期限及び提出場所並びに開札の日時及び場所

ア 入札書の提出期限 令和6年12月11日(水) 午後5時

イ 入札書の提出場所 長野県電子入札システム

[https://www.ppi.e-nagano.lg.jp/PPIPublish/portal\\_accepter/010\\_link.html](https://www.ppi.e-nagano.lg.jp/PPIPublish/portal_accepter/010_link.html)

ウ 開札の日時 令和6年12月12日(木) 午前10時

エ 開札の場所 長野県電子入札システム

[https://www.ppi.e-nagano.lg.jp/PPIPublish/portal\\_accepter/010\\_link.html](https://www.ppi.e-nagano.lg.jp/PPIPublish/portal_accepter/010_link.html)

(3) 郵送(書留郵便に限る。)による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 受領期限 令和6年12月11日(水) 午後5時(必着)

イ 提出場所 木曾郡木曾町福島2757-1(郵便番号 397-8550)

長野県木曾建設事務所 総務課

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める書類等を令和6年11月20日(水)午後5時までに電子入札システム、持参又は郵送により(3)の提出場所に提出してください。この場合において、必要な証明書等の照会があったときは、開札日の前日午後5時までに入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、財務規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は同規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、財務規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は同規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

財務規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

6 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

7 Summary

(1) Nature and quantity of products to be leased:

Temporary bridge, 1 set

(2) Lease duration:

From February 1, 2025 to March 31, 2028

(3) Delivery locations:

Factories designated by the contractor (provided that they are accessible by land transportation)

(4) Contact for inquiries regarding the tender specifications and description, or contract conditions:

Nagano Prefecture Kiso Construction Office, General Affairs Division

2757-1 Fukushima, Kiso Town, Kiso-gun, Nagano Prefecture 397-8550 Japan

Tel: +81-264-25-2237 (Japanese only)

(5) Bid submission deadline and submission location:

Deadline: Wednesday, December 11, 2024, 5:00 p.m. (JST)

Location: Nagano Prefecture electronic bidding system

[https://www.ppi.e-nagano.lg.jp/PPIPublish/portal\\_accepter/010\\_link.html](https://www.ppi.e-nagano.lg.jp/PPIPublish/portal_accepter/010_link.html)

(6) Mail-in submission (registered mail only):

Deadline: Must arrive by Wednesday, December 11, 2024, 5:00 p.m. (JST)

Mailing address: Nagano Prefecture Kiso Construction Office, General Affairs Division

2757-1 Fukushima, Kiso Town, Kiso-gun, Nagano Prefecture 397-8550 Japan

(7) Bid opening:

Date and time: Thursday, December 12, 2024, 10:00 a.m. (JST)

Location: Nagano Prefecture electronic bidding system

道路建設課

## 公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、長野県知事から、令和5年度財政援助団体等の監査の結果に関する報告に基づき、次のとおり措置を講じた旨通知がありました。

また、監査の結果に関する報告に添えて提出した意見に対する方針について通知がありました。

令和6年10月31日

長野県監査委員 増田 隆志

同 青木 孝子

同 柄澤 千恵子

同 依田 明善

## 1 【監査結果（指導事項）に関する報告に基づく措置の内容】

| 監査対象団体名          | 監査の結果   | 措置の内容   |
|------------------|---|---|
| 一般財団法人長野県文化振興事業団 | <p>団体等に対する指摘事項</p> <p>1 車両の適正な管理<br/>指定管理施設（長野県立美術館）において、令和3年度及び4年度に、県から貸し付けを受けている車両を自動車検査証等の有効期限が切れている期間に運行しました。<br/>これは、道路運送車両法及び自動車損害賠償保障法に違反していますので、管理体制を強化して再発防止を徹底してください。</p> <p>団体等に対する指導事項</p> <p>1 条例に規定のない利用料金の収受<br/>指定管理施設（長野県飯田創造館）において、令和2年度から令和4年度に長野県都市公園条例に規定のない利用料金を31件、44,360円収受していました。当該利用料金の設定は、当該年度の事業計画書に記載して県所管課の承認を受けていましたが、自らの判断で収受した利用料金を返還し、令和5年度から収受しないように是正しました。引き続き再発防止に努めてください。</p> <p>2 所蔵作品の適正な管理<br/>指定管理施設（長野県立美術館）において、令和3年に所蔵作品「霧の彫刻」が第三者により撮影され、作家の意に反する編集を経てその映像が公開される事案が発生した際に、作家から県立美術館の対応が不適切である旨の指摘を受け、協議の結果、令和5年4月に和解しました。今後は、自らが定めた再発防止策を徹底し、特に作家の意向を尊重して良好な関係を維持するよう努め、所蔵作品の適正な管理に努めてください。</p> <p>3 会計システム管理者の任命<br/>財務規程第9条第3項において、「会計システムの適正な運行管理を行うため、会計システム管理者を置く」と規定していますが置いていませんので、財務規程に従って任命してください。</p> | <p>今後同様の事態を防ぐため以下の観点から再発防止策を講じ、実施しています。</p> <p>1 管理体制の強化<br/>県貸付の車両について管理責任者を事務分担当で明確にするとともに自動車検査証等の有効期限を事業団内部共有サーバー内のスケジュール機能により事務局において一元管理し、定期点検や有効期限の確認を徹底します。</p> <p>2 職員の教育と啓発<br/>県立美術館においては、事象発生後及び令和6年度当初の全体会議において法令遵守を再確認しました。また令和6年度は指定管理施設の管理職対象のコンプライアンス研修及び職場毎の研修において事例を共有し法令遵守の徹底を図ってまいります。</p> <p>3 再発防止策の実施状況の確認<br/>事務局が随時、車両管理や再発防止策の実施状況を確認しながら、課題や改善点を把握・共有し、再発防止を徹底してまいります。</p> <p>1 利用料金に関しては、指定管理施設全てで条例及び規則に規定する料金との確認を徹底し、令和5年度から規定のない料金は徴収していません。引き続き利用者の便益を考慮しつつ再発防止に努めてまいります。</p> <p>2 作家の意向を重視しつつ良好な関係を再構築し、長野県立美術館の公式ホームページで公表している再発防止策に沿った対応を着実に行ってまいります。<br/>なお、令和5年度の再発防止策実施状況については、第三者調査委員会委員長から弁護士の立場より監査を受け、適正に実施している旨の評価をいただきました。</p> <p>3 財務規程に従い会計担当の係長以上を任命するように各所属に徹底しました。</p> |

|                            |   |  |
|----------------------------|---|--|
| <p>公益財団法人長野県農業開発公社</p>     | <p>団体等に対する指導事項</p> <p>1 正確な財務諸表の作成<br/>財務諸表のうち、財産目録、収支計算書及び注記の記載内容に誤りがありますので、正確な内容に修正の上、その内容を理事会等で報告し、修正後の財産目録等を改めて県に提出してください。</p>  | <p>1 財産目録、収支計算書及び注記の記載内容を修正し、第42回理事会及び第24回臨時評議員会で報告し、了承を得ました。<br/>また、令和6年6月12日に修正後の財産目録等を県に提出しました。</p>   |
| <p>公益財団法人長野県暴力追放県民センター</p> | <p>団体等に対する指導事項</p> <p>1 定款の改正<br/>ア 定款第23条第3項で「理事長及び専務理事をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。」と規定していますが、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48条。以下「法人法」という。）第91条第1項第2号は代表理事以外の業務執行理事を規定していますので、改善してください。<br/>イ 法人法第153条第1項第6号に規定する定款の必要的記載事項のうち、設立時評議員、設立時理事及び設立時監事の選任に関する事項を定款に記録していませんので、改善してください。<br/>2 事務局長の任命<br/>定款第40条第3項で「事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。」と規定していますが、令和5年4月1日に就任した事務局長は理事会の承認を得ていませんので、改善してください。<br/>3 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程の改正<br/>報酬等に関する規程第8条で「この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。」と規定していますが、令和4年3月16日の理事会で承認した報酬規程の改正を評議員会が議決していませんので、改善してください。</p> | <p>1<br/>ア 令和6年2月15日に開催した評議員会において、定款の一部改正の決議を経て重複記載を削除いたしました。<br/>イ 令和6年2月15日に開催した評議員会において、定款の一部改正の決議を経て附則を訂正いたしました。<br/>2 令和6年1月26日に開催した理事会において、承認を得ました。<br/>3 令和6年2月15日に開催した評議員会において、承認を得ました。</p>                          |
| <p>公益社団法人長野県トラック協会</p>     | <p>団体等に対する指導事項</p> <p>1 経理規程の改正等<br/>ア 収支予算書（収支計算書）に係る会計区分のうち霊柩部会及び青年部会については、経理規程に拠らない会計処理を行っていますので、改善してください。<br/>イ 経理規程第27条で「物品とは、事務用品、切手、収入証紙、収入印紙等をいう」と規定し、第28条第2項で「物品の受け払いについては、その個々の受け払いの記録を物品受払台帳に記入しなければならない」と規定していますが、事務用品については物品受払台帳が整備されていませんので、改善してください。<br/>2 役員の選任決議<br/>定款第18条第3項で「理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議（総会の決議）を行わなければならない」と規定していますが、令和5年6月19日に開催した通常総会において、複数人の理事及び監事の選任を一括で決議していましたので、改善してください。</p>   | <p>1<br/>ア 収支予算書は、経理規程に基づき公益目的事業会計、収益事業等会計及び法人会計の区分ごとの内訳表を作成しており、霊柩部会及び青年部の収支予算書は、上記内訳表を補足するために作成しているものです。<br/>イ 経理規程第27条の物品から事務用品を削除する規程改正案を令和6年1月9日の理事会に提出し、承認を得て改正しました。<br/>2 指導のとおり、今後は総会において候補者ごとにお諮りをして決議することとします。</p> |

|                         |   |   |
|-------------------------|---|---|
|                         | <p>3 財務諸表に対する注記<br/>財務諸表に対する注記の「1 重要な会計方針」の「(2) その他有価証券」については、「公益法人会計基準の運用指針（平成20年4月内閣府公益等認定委員会）により「有価証券の評価基準及び評価方法」について注記すべきですので、改善してください。</p>   | <p>3 指導のとおり、今後は注記に明記することとします。</p>   |
| 長野県土地開発公社               | <p>団体等に対する指導事項<br/>1 財務規程の改正<br/>財務規程に「隔地払い」等現在は運用されていない取扱いに関する規定、備品と有形固定資産の取扱いが重複している規定及び長野県財務規則等を引用している条文で読み替えが不十分な規定等がありますので、改善してください。<br/>2 社会保険料個人負担分の会計処理<br/>社会保険料個人負担分の預り金を簿外で会計処理していますが、一般的に簿外処理は会計不正のリスクが高いと考えられますので、改善してください。</p>  | <p>1 現在運用されていない規定は削除、備品と有形固定資産の取扱いが重複している規定及び長野県財務規則等を引用している条文で読み替えが不十分な規定等は修正する内容で財務規程を改正し、令和6年6月1日から施行しました。<br/>2 令和6年4月分の給与支給時から、社会保険料個人負担分の預り金を簿内で取り扱うよう会計処理を改善しました。</p>  |
| 一般財団法人塩尻・木曾地域地場産業振興センター | <p>団体等に対する指導事項<br/>1 利益相反取引の承認<br/>当センターの理事長は塩尻市長であり、市から当センターが道の駅ならかわの指定管理者に指定されて管理運営している行為は利益相反取引に該当しますが、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）第84条第1項及び第197条の規定による理事会の承認を受けていませんので、改善してください。<br/>また、他にも理事会の承認が必要な取引がないか確認してください。</p>   | <p>1 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に基づき、令和6年5月31日開催の理事会において、「利益相反取引の承認について」議案として審議し、理事会にて承認を得ました。<br/>なお、塩尻市指定管理委託料以外にも、理事、監事、評議員において、塩尻市運営補助金や、各役員への団体への販売等も一覧にし、その都度発生したら追記していくこと、並びに「利益相反行為内規」も定め、取引を行うことを説明しました。</p>     |
| 公益財団法人南信州・飯田産業センター      | <p>団体等に対する指導事項<br/>1 現金の取扱い<br/>会計規程第13条第2項アに規定する現金預金出納帳を作成していませんので、作成してください。<br/>また、現金の管理責任者、保管方法、出納手続き、現金有高と帳簿残高の照合等の取扱いについて、会計規程に規定するよう検討してください。<br/>2 役員変更登記<br/>定款第24条第6項で「理事又は監事に異動があった時は、2週間以内に登記し」と規定していますが、令和4年6月29日開催の評議員会で選任（重任又は新任）された役員について、2週間以内に登記していませんでしたので、改善してください。<br/>3 利益相反取引の承認<br/>当センターの理事長は南信州広域連合長であり、当該広域連合から当センターがエス・パードの指定管理者に指定されて管理運営している行為は利益相反取引に該当しますが、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）第84条第1項及び第197条の規定による理事会の承認を受けていませんので、改善してください。<br/>また、他にも理事会の承認が必要な取引がないか確認してください。</p> | <p>1 現金の取扱いについては、出納帳を作成し管理をするよう改善いたしました。<br/>現金の管理責任者、保管方法、出納手続き、現金有高と帳簿残高の照合等の取扱いについては、現金取扱要項を令和5年12月22日に制定しました。<br/>2 役員の登記について、速やかに行うよう改善をしました。<br/>3 利益相反取引の承認については、理事会での承認事項に改善しました。<br/>他にも理事会の承認が必要な取引について、確認を行いました。</p> |

|                          |   |   |
|--------------------------|---|---|
| <p>一般社団法人長野市医師会</p>      | <p>団体等に対する指導事項</p> <p>1 書面による理事会決議<br/>定款第37条第3項の規定により令和4年8月4日に書面で理事会決議していますが、監事に異議がないことを確認していませんので、改善してください。</p> <p>2 出納責任者等の任命<br/>会計処理規程第19条に規定する出納責任者、同規程第30条に規定する固定資産管理責任者及び同規程第33条に規定する物品管理責任者を置いていませんので、改善してください。<br/>なお、各責任者の任命方法等について定款等に規定するとともに、法人の運営実態等を勘案して、物品管理責任者の設置の必要性について、検討してください。</p>   | <p>1 理事会議事録に関しては、毎回、医師会長及び監事2名が署名しています。ご指摘の令和4年8月4日の書面での理事会決議に関しても、医師会長及び監事2名が署名捺印しており、監事に異議のないことを確認していません。</p> <p>2 令和6年3月1日付で、出納責任者、固定資産管理責任者及び物品管理責任者を指名しました。<br/>各責任者の任命については、会計処理規程を改正し、明示しました。(令和6年3月7日理事会承認)</p> |
| <p>一般社団法人長野県商工会議所連合会</p> | <p>団体等に対する指導事項</p> <p>1 監事の監査報告<br/>ア 定款第39条第1項で「事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。」と規定していますが、令和4年5月18日の書面による理事会の事業報告及び決算の承認において、監事の監査を受けたことが確認できません(監査報告書が議案資料にない)ので、改善してください。<br/>イ 令和5年5月10日付け監査報告書の令和4年度の事業報告等の監査結果に、「内部統制システムの整備に関する理事会決議及びその体制下の理事の職務の執行は、相当であると認めます。」と記載されていますが、該当する理事会決議は存在しませんので、改善してください。</p> <p>2 役員を選任決議<br/>定款第17条第3項で「理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議(総会の決議)を行わなければならない」と規定していますが、令和5年6月13日に開催した通常総会において、複数人の理事及び監事の選任を一括で決議していましたので、改善してください。</p> <p>3 書面決議に係る理事会の議事録について、議事録の作成に係る職務を行った理事は会長以外の理事としていますが、定款第36条第2項で「出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。」と規定されており、会長が理事会の決議があったものとみなされた事項の提案をしていますので、議事録は会長が作成してください。</p> <p>4 決算の理事会承認<br/>令和4年5月18日の書面による理事会の決算の承認において、定款第39条第1項第5号に規定する貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書が承認されていませんので、改善してください。</p> | <p>1<br/>ア 令和6年5月21日の書面理事会から監査報告書を議案資料としました。</p> <p>イ 令和6年5月9日の監査報告書の監査結果から、当該記載事項は削除しました。</p> <p>2 次回役員改選時の総会から対応します。</p> <p>3 令和6年5月21日の書面理事会において対応済みです。</p> <p>4 令和6年5月21日の書面理事会において対応済みです。</p>                      |
| <p>茅野商工会議所</p>           | <p>団体等に対する指導事項</p> <p>1 商工業者法定台帳(法定台帳)の訂正<br/>商工会議所法第10条第5項及び定款第26条第3項の規定により毎年9月30日までに訂正すべき法定台帳の訂正完了時期が期限を超過していましたので、今後は期限を遵守してください。</p>  | <p>1 令和5年度の法定台帳の訂正は期限内(9月29日)に完了しています。今後も期限を遵守します。</p>  |

## 2 【監査結果(検討事項)に関する報告に基づく措置の内容】

| 監査対象団体名                 | 監査の結果   | 措置の内容   |
|-------------------------|---|---|
| 一般財団法人長野県文化振興事業団        | <p>団体等に対する検討事項</p> <p>1 公益法人会計基準(平成20年改正)の適用<br/>現在、平成16年の公益法人会計基準を適用していますが、平成20年に新たな会計基準が定められています。県の全額出資法人であり、財務状況の透明性等を確保するため、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準である新たな会計基準の適用を検討してください。</p>   | <p>1 新たな会計基準の適用について顧問会計士と調整しながら検討を進めてまいります。</p>   |
| 公益財団法人長野県暴力追放県民センター     | <p>団体等に対する検討事項</p> <p>1 理事長(代表理事)の選定<br/>令和4年6月9日開催の評議員会で選任(改選)された役員について、令和4年6月28日まで理事長(代表理事)が選定されていませんでしたので、役員の次期改選期には、理事長選定までの空白期間をできるだけ短縮するよう、評議員会及び理事会の開催スケジュールを検討してください。</p>   | <p>1 評議員会における理事選任後の理事長選定のための理事会については、理事の招集が困難であることから、郵送による臨時理事会を開催せざるをえず、そのための書面の往復に時間を要しました。<br/>今後は空白期間を短縮するよう指導してまいります。</p>  |
| 長野県住宅供給公社               | <p>団体等に対する検討事項</p> <p>1 理事会における委任状の取り扱い<br/>定款第15条第2項で「理事会は、理事の過半数が出席しなければ開くことができない。」、同条第3項で「理事会の議事は、(中略)出席理事の過半数をもって決し(後略)」と規定していますが、根拠が不明確なまま委任状を提出した理事を出席理事に計数して議決権行使を認めていますので、明確にするよう検討してください。</p>  | <p>1 令和6年3月理事会より、理事会の成立要件の確認及び議決権の行使は、実際に出席した理事により行うこととしました。</p>  |
| 株式会社長野協同データセンター         | <p>団体等に対する検討事項</p> <p>1 内部規程の整備<br/>当社の各種事務処理は、原則として代表取締役社長の決裁で実施されていますが、適正な業務分担と会計処理等ルール明確化により、処理の迅速・効率化等や内部けん制が機能する体制の構築が期待されるため、事務処理(決裁権限含む)や会計処理に係る内部規程の整備を検討してください。</p>  | <p>1 事務処理規程については策定に着手しており、令和6年度中には整備が完了する予定です。<br/>会計処理に係る規程についても顧問税理士と相談し、段階的に実施していく予定です。</p>  |
| 長野県土地開発公社               | <p>団体等に対する検討事項</p> <p>1 常勤理事の報酬(給与)<br/>給与規程第2条で「常勤の理事に支給する給与は、理事長がこれを定める」と規定していますが、近年の常勤理事は理事長のみであり、自らの給与を自らが定める規定であるため、改善を検討してください。</p> <p>2 総務理事に係る規定<br/>定款第8条第2項で「理事長、副理事長及び総務理事は、理事のうちから、長野県知事が選任する。」と規定していますが、近年は選任されず欠員が続いています。事務処理規程で総務理事の専決事項等を規定していますが、今後も選任される見込みがないなら、実状に合わせて定款等を改正するよう検討してください。</p> | <p>1 近年常勤の理事長については、当公社の設立団体である長野県(建設政策課)と協議の上、給与を決定しています。今後も、引き続き県と協議の上、適切に対応するよう努めていくこととしました。</p> <p>2 近年は常勤の理事が理事長に選任されていますので総務理事の欠員が続いていますが、非常勤の理事が理事長に選任された場合は常勤の理事が総務理事に選任されることが見込まれますので、定款等は改正しないこととしました。</p> |
| 一般財団法人塩尻・木曾地域地場産業振興センター | <p>団体等に対する検討事項</p> <p>1 評議員及び役員の選任(欠格事由確認)<br/>評議員会及び役員の選任に当たり、候補者が法人法第65条等に規定する欠格事由に該当しないことを確認していませんので、誓約書を徴する等の方法で確認するよう検討してください。</p>   | <p>1 令和6年度事業に関する定時評議員会終結時に、理事、監事、評議員全員が任期満了となります。<br/>令和7年6月開催予定の評議員会において、理事、監事、評議員全員の重任も含めた選任議案を提出し、就任承諾書をいただく際</p>  |

|                           |  |  |
|---------------------------|--|--|
|                           |  | <p>に、併せて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第65条）に規定する欠格事由に該当しない宣誓書を取得する予定です。</p>  |
| <p>公益財団法人南信州・飯田産業センター</p> | <p>団体等に対する検討事項<br/>                     1 理事長（代表理事）の選定<br/>                     令和4年6月29日開催の評議員会で選任（改選）された役員について、令和4年7月11日開催の理事会まで理事長（代表理事）が選定されていませんでしたので、役員の次期改選期には、理事長選定までの空白期間をできるだけ短縮するよう、評議員会及び理事会の開催スケジュールを検討してください。<br/>                     2 評議員及び役員の選任（欠格事由確認）<br/>                     評議員会及び役員の選任に当たり、候補者が法人法第65条等に規定する欠格事由に該当しないことを確認していませんので、誓約書を徴する等の方法で確認するよう検討してください。</p>  | <p>1 理事長選定までの空白期間を短縮するため、評議員会及び理事会を同日に開催するよう、対応しました。<br/>                     2 評議員及び役員の選任に当たり、候補者が法人法第65条等に規定する欠格事由に該当しないことを書面で確認するよう検討・改善しました。</p>   |
| <p>一般社団法人長野市医師会</p>       | <p>団体等に対する検討事項<br/>                     1 会計監査人の取り扱い<br/>                     当会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第62条の規定による会計監査人の設置義務はありませんが、従来から公認会計士による監査を受けて「独立監査人の監査報告書」を総会に報告しています。しかし、任意設置であるため法人法に規定する運用をしていませんが、法人法の趣旨等を踏まえ、定款等に規定して法人法に定める会計監査人として取り扱うよう、検討してください。</p>  | <p>1 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定による会計監査人の設置義務がないことから、定款等への規定は行いません。<br/>                     公認会計士による監査については、毎年契約を交わしており、その際、理事会の承認を得ています。今後は会計監査人として契約することについて、総会においても報告する予定とします。</p>   |
| <p>一般社団法人長野県商工会議所連合会</p>  | <p>団体等に対する検討事項<br/>                     1 会計処理規程等の改正<br/>                     会計処理規程及び事務処理規程に係る以下の事項を踏まえ、規定の改正等を検討してください。<br/>                     ア 会計処理規程第11条第2項で「事業計画及び予算は、主務官庁に届け出なければならない。」と規定しているが、届け出していないこと。<br/>                     イ 会計処理規程第16条第2項に規定する出納に使用する印鑑の「保管押印責任者」及び同規程第21条に規定する「固定資産の管理責任者」が明確ではないこと。<br/>                     ウ 事務処理規程第3条の事務局長に係る規程で、定款の引用条文が適当ではないこと。<br/>                     2 事業計画及び収支予算<br/>                     定款第38条第1項で「本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。」と規定し、同条第2項で「会長は、前項の収支予算が成立するまでの間の暫定予算書を作成し、理事会の承認を受けなければならない。」と規定しています。実際の運用は例年6月に開催する通常総会で収支予算書等の承認を受けることが常態化し、総会決議前に理事会決議した事業計画に従って事業を実施しており、理事会でも「暫定予算」として承認していませんので、実態に即した規定とするか運用を改善するよう検討してください。</p> | <p>1<br/>                     ア 主務官庁がないことから、規定から削除しました。<br/>                     イ 出納に使用する印鑑の「保管押印責任者」を常務理事、「固定資産の管理責任者」を事務局長とすることを規定に明記することで対応しました。<br/>                     ウ 定款の引用条文部分を削除し、対応しました。<br/>                     2 令和6年6月14日の総会において、定款変更により対応済みです。</p> |

|                          |  |  |
|--------------------------|--|--|
| <p>長野県競技力向上対策本部</p>      | <p>団体等に対する検討事項</p> <p>1 予算の編成及び執行<br/>         例年6月に本部会議を開催して当該年度の収支予算が議決されており、事業年度始期の4月1日から本部会議議決までは予算が決定していないにもかかわらず事業が執行されていますので、事務局規程等の改正又は予算編成手続の改善を検討してください。</p> <p>2 会計年度と出納閉鎖<br/>         規約第18条で会計年度を毎年4月1日から翌年3月31日までと規定していますが、当該期間経過後も出納していますので、規約の改正又は運用の改善を検討してください。</p>   | <p>1 事業年度始期の4月1日から事業を執行できるように、前年度3月に収支予算を議決する本部会議を実施することとしました。</p> <p>2 令和6年3月25日本部会議において規約を改正し、規約第18条第1項に「なお、当該事業年度に係る出納は、翌年5月末日をもって閉鎖する。」を明記しました。</p>  |
| <p>信州キャンペーン実行委員会事務局</p>  | <p>団体等に対する検討事項</p> <p>1 役員の選任<br/>         役員を所属及び職で充てていますが、実行委員会と役員は、民法第643条の委任の関係であると考えられますので、実行委員会からの就任依頼と受任者の就任承諾を明確にするよう検討してください。<br/>         また、規約第6条第2項で「役員が任期の途中において、所属の職を辞した時は、当該役員の残任期間は当該所属の後任者をもって充てる。」と規定していますが、人事異動があった場合は遅滞なく報告を受け、就任依頼等の手続を行うよう運用を検討してください。</p> <p>2 総会の運用等に係る規約<br/>         総会の運用等に係る規約の規定について、以下の事項の改正を検討してください。<br/>         ア 総会の審議事項について、規約第9条第1項第1号で「事業計画及び予算、決算に関すること」と規定していますが、当該規定に「事業報告」を追加すること。<br/>         イ 総会の成立要件について、規約第9条第3項で「総会は、会員の過半数の出席をもって開催する。」と規定していますが、実際の運用では、委任状の提出者や代理出席も出席者として計数していますので、この取り扱いを規約で明確に規定すること。<br/>         ウ 令和4年度に書面で総会の審議・議決を行っていますが、書面決議の要件等について規約で明確に規定すること。</p> <p>3 実行委員会議の運用等に係る規約<br/>         実行委員会議について、実行委員会の業務執行を担う重要な組織として運用するのでしたら、成立要件及び決議要件について、規約で明確に規定することを検討してください。</p> <p>4 会計年度と出納閉鎖<br/>         規約第13条第2項で「会計年度は、毎年4月1日から、翌年3月31日までとする。」と規定していますが、当該期間経過後も出納していますので、規約の改正又は運用の改善を検討してください。</p> | <p>ご指摘の検討事項につきましては、令和6年3月31日の総会において規約の改正を決議し以下のとおり対応しました。</p> <p>1 対応：役員の就・退任に関する規約を加えました。<br/>         (役員の就・退任)<br/>         第7条 会長、副会長、実行委員長、実行委員、監事の就任にあたっては、当該役員は役員就任承諾書を提出し、辞任にあたっては役員辞任届を提出する。</p> <p>2<br/>         ア 対応：規約の総会及び実行委員会の審議事項に「事業報告」を加えました。<br/>         イ 対応：規約の総会の出席者に委任状を加えました。<br/>         ウ 対応：規約に総会及び実行委員会の開催が困難な場合は書面評決で議事を決する旨を加えました。</p> <p>3 対応：規約に実行委員会の成立要件（委任状を含む過半数）と決議要件（出席者の過半数）を加えました。</p> <p>4 対応：規約に出納期間は翌年5月31日までと加えました。</p> |
| <p>一般社団法人長野県山岳協会事業管理</p> | <p>所管部局（スポーツ観光部）に対する検討事項</p> <p>1 備品登録されていない物品の適切な管理<br/>         長野県山岳総合センターには、県の財産として適切に管理するべきと思われる著名登山家の貴重な書が複数展示されていますが、備品として管理されていないため、取得の経緯や市場価値等を確認の上、必要に応じて備品登録して管理物品として指定管理者に適切に管理させるよう検討してください。</p>  | <p>1 山岳総合センターにある登山家の書について、適当な価値判断を用いて市場価値等を確認し、その結果に基づき備品として登録するなど、適切な管理ができるよう検討を進めます。</p>   |

3 【監査の結果に関する報告に添えて提出した意見に対する方針】

| 監査対象団体名           | 監査の結果  | 対応の方針  |
|-------------------|--|--|
| 長野県住宅供給公社         | <p>団体等に対する意見</p> <p>1 内部統制の充実</p> <p>地方自治体においては、地方自治法の改正に伴い、令和2年度から内部統制制度が導入されました。</p> <p>県出資等外郭団体は、自立した経営基盤の下で効果的かつ効率的な公共サービスを県と連携しながら提供するという公益的役割を担っています。</p> <p>このため、組織の体制として財務会計処理が担当者任せになっていないかなど、業務執行状況を再点検のうえチェック体制を強化するとともに、内部統制に関する規定やマニュアルの整備、職員に対する研修会の開催など内部統制の取組を推進してください。</p>  | <p>1 当社の財務会計処理は、公社出納取扱規程、公社会計規程、公社の契約に関する要綱等の諸規定に基づき事務処理を行っています。職員研修等を通じて、これら規程の周知徹底に努めるとともに、必要に応じて、規定の再点検を行い、整備・見直しを行います。</p> <p>また、公営住宅管理業務の受託拡大に伴い、県内各地に現地機関を設置していますので、本部職員が現地機関に出向き、諸規定に沿った適正な事務処理が行われているかの確認を行う等チェック体制の強化に取り組みます。</p>                           |
| 一般社団法人長野県商工会議所連合会 | <p>団体等に対する意見</p> <p>1 会計不正の再発防止</p> <p>令和5年度に県内商工団体の青年部会計における横領事件が発生し、これを受けて県は、令和5年5月29日付けで長野県産業労働部長通知「適正な事務の執行について」を当会及び県内商工関係団体等の長あて発出し、再発防止に努めて適正な事務の執行を徹底するよう依頼しました。</p> <p>当会においては当該通知を踏まえ、会員である県内商工会議所と連携して、以下の事項等を参考に会計不正の再発防止に努めてください。</p> <p>ア 青年部及び女性会等（以下「青年部等」という。）を商工会議所本体（以下「本会」という。）の組織として定款に明確に規定するとともに、本会の規程が適用できない事項は、適正な運営（特に会計処理）に必要な規程等を整備すること。</p> <p>イ 本会が主導して、青年部等の運営組織のガバナンス（特に内部けん制）が適正に機能する運営（特に会計処理）体制を確立するとともに、役職員を対象にコンプライアンスに係る教育を実施すること。</p> <p>ウ 青年部等の決算を本会の決算に組み入れた上で本会の監事監査や内部監査の対象にするとともに、例として青年部等の役員等を本会の常議員に選任する等、本会が適切に関与する体制を構築すること。</p> | <p>1 青年部及び女性会については、会員である県内商工会議所の定款へ記載するよう日本商工会議所と共に指導し、全ての商工会議所において定款への記載が行われました。</p> <p>また、青年部及び女性会の会計については、本体会計の一部にすることにより、本体での会計監査が行われることから、予算書及び決算書への記載を行うよう経理研修会において指導をしました。</p> <p>役職員へのコンプライアンスに係る教育については、県連主催の研修会において日商担当者を講師として実施し、コンプライアンスの徹底を図っていきます。</p> |

監査委員事務局